

平成30年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成30年6月28日 午前10時00分 開会  
午前10時52分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教育部長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 12番 藤井本浩 14番 下村正樹

7. 議事日程

日程第1 議第33号 市道の認定について

日程第2 議第34号 市道の変更について

- 日程第3 議第35号 葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第36号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第39号 葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第15号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1関係）
- 日程第7 議第16号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2関係）
- 日程第8 議第41号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）
- 日程第9 議第42号 反訴の提起について
- 日程第10 議第37号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第38号 葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第40号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第13 発議第6号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書
- 日程第14 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**吉村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。なお、報道関係者から写真及び映像撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。

本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長よりご報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

14番、下村正樹君。

**下村総務建設常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る6月18日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました8議案と3月定例会から継続審査となっております2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月22日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況として、昨年度末に完了予定であった駅舎より東側部分、東の川までの道路の拡幅工事については、発注後に使用する二次製品が受注生産のため納期に期間を要することとなり、工期内に竣工ができないことが判明し、竣工期日までに完了できる範囲の工事を実施した。今年度の工事については昨年度予算を繰り越し、引き続き歩道、車道及び水路の整備を施工する予定で、今月末に入札し、9月末竣工見込みである。その後、照明灯の工事を発注し完了したいと考えている。また、未買収の用地等については現在も鋭意交渉を続けているという説明がありました。

委員からは昨年度の工事の際、短期間ではあるが車両を通行どめされていた。今年度工事する場合も同様に車両の通行どめが発生するのか伺いたいという問いがあり、今年度実施する工事については通学路であるので歩行者の安全を最優先に配慮するが、駅利用者の利便性も考慮し、車両の通行を確保しながら工事を実施する予定をしているという答弁がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは事業の進捗状況として、現在、JRの架道橋仮設工事等が進められている。従来のボックスカルバート北側部分の撤去が行われ、並行して工事の支障となる地下に埋設されている吉野川分水管、ガス管、水道管、下水道管の仮設の移設工事が行われており、来年度からの本体構造物の施

工を目指して進められている。市の事業としては、昨年度に国道24号線から東側の用地買収が終わったので、今後、国道から東側の交差点までの拡幅工事及び国道から西側のイムラ封筒の敷地南側部分の工事に向けて準備を行っているところであるという説明がありました。

委員からは、架道橋より東側についても準備工事を進めていくと以前に聞いていたが、用地買収等の状況について伺いたいという問いがあり、J Rより東側の用地買収については若干作業を進めている部分はあるが、区画整理を実施した少し東側の場所で交渉が難航しており、それより東側については用地交渉ができていない現状であるが、逐次状況を判断しながら交渉を進めていきたいという答弁がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、機動的組織実現に向けた全庁型業務改革として、平成22年度の機構改革以降、組織機能の全体的な見直しを実施されていない中で、組織全体の新規事業への対応力、部局間の業務量に配慮した人員配置、庁舎職務空間の活用等に課題があるとの認識があり、平成29年度に全庁的な分析を実施した結果、次の4点を問題点とし、庁内にワーキンググループを立ち上げて取り組みを進めていきたいと考えている。

問題点の1点目、事務分掌規則にひもつかない業務が多いことに対しては、事務分掌規則を現行の業務実態に合わせる形で改正していくこととし、問題点の2点目、業務ごとの作業時間の把握ができていないことに対しては、事務分掌規則の改正を実施した上で、事務分掌単位の業務時間について業務日報システムの導入により精緻に把握していきたいと考えている。問題点の3点目、新規事業や今後の重点施策に時間をかけられていないことに対しては、業務フローの作成、定型業務のマニュアル化の実施を考えている。昨年度の全庁業務棚卸しを踏まえ、業務量の大きな業務を中心に取り上げ、個人の資質やO J Tで取り組まれている業務の定型化、人事異動時の引き継ぎの不徹底等による不要な作業の発生の防止等、業務の効率化を徹底する。なお、業務フローやマニュアルは職員に浸透しなければ意味がないので、あわせて関係職員への研修等により利用の徹底を図ることとする。問題点の4点目、2庁舎体制による業務負担が高く行政サービスの低下を招いていることに対しては、I C Tを活用したワークフロー効率化を検討する。電子決済システムの導入や文書管理システムの導入が、庁舎間移動に伴う業務非効率の是正や公文書参照の効率化等にどのように寄与し得るのかを検討し、次年度以降のI C T導入の指標とするという説明がありました。

委員からは、業務量を作業時間ではかろうという説明であったと思うが、職員の能力により同じ事務処理をする場合でも処理時間が異なるため難しいのではという問いがあり、業務改善全体のシステムとして全体の業務、仕事の仕方、定員の管理を図っていくためには、まず客観的にどれだけの仕事があって、職員がそれぞれどんなところに時間がかかっているかを分析する必要がある。職員の勤務時間は把握しているが、出勤から退勤までの間で何に時間がかかっているのかなど内容を把握しないと先の業務改善につなげていけないので、その部分をもう少し詳しく調査するために実施するものであるという答弁がありました。

最後に、公共バスの運行についてであります。理事者からは、コミュニティバスの運行実績について、平成29年度の運行日数は357日で、1日当たりの利用者数は、環状線ルートと

ミニバスルートの場合で132.34人となっており、平成28年度の1日当たりの利用者数133.29人と比較すると若干減少している。利用促進に向けた対策として、利用者が指定した時刻表を抜き出す「マイ時刻表」の発行状況は、現在、49名の方に103件の時刻表を発行している。また、コミュニティバスを利用していただいた方が運賃支払い済み証を提示することで特典を受けることができる「ぐるっとかつらぎ」企画も実施しており、現在の協力店は11店舗となっており、今後も利用者増加のため多角的に検討する。平成31年度中に予定している運行形態の見直しに向けて協議する地域公共交通活性化協議会を6月11日に開催し、今後のスケジュール及び住民アンケートの実施方法について委員間で確認され、アンケート調査や統計データなどの公共交通の問題点や課題を整理した上で、まずは環状線ルート、ミニバスルートの運行内容の見直しを検討し、今の運行形態で解決に至らない地域においては新しい運行形態を検討するという順序で進めるという説明がありました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**吉村議長** 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

11番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので報告いたします。去る6月18日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月25日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてであります。理事者側から現在のところ報告すべき事項はないということでした。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。理事者からは現在のところ報告すべき事項はないということでしたが、委員からは、以前の給食の取引業者と契約解除するに当たり取引業者より契約解除に対する不服の訴えがあり、現在、裁判に至っているが、その経緯と裁判の進捗状況はという問いがあり、昨年度、米飯給食の供給について、市が供給の要求レベルを上げたことにより取引業者を変更したことに起因をしている。裁判については現在第4回目までの公判が行われており、4回目の原告側の主張に対して7月に第5回目の公判で反論する予定である。市としては業者に対して最大限丁寧な手続で対応してきた、その旨を主張してまいりたいという答弁がありました。さらに、委員からは、今後は裁判の経過にかかわらず、学校給食に関することであればこの調査案件の場で報告していただきたいとの要望がありました。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは現在の状況について、平成31年度から磐城学童保育所を開所できるよう工事を進めており、給食セン

ターの解体工事は終了し、今後は造成工事、建築工事に着手する。建物は鉄骨づくりの2階建てで、1階は保育室、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、倉庫、給湯室、玄関があり、2階についても1階と同様の設備を設けることに加え、事務室と静養室を設置する。駐車場については、身体障害者用も含めて33台とめられるよう検討している。

また、磐城幼稚園の改築事業については6月の補助金申請を行い、本事業の基本となる平屋建て、保育室不足の解消、職員室から全ての保育室を見渡せること、外廊下とすること、リズム室の面積不足の解消の5事項についてを中心に、現場の意見などを検討しながら本年11月に基本実施設計を終了し、平成31年度より改築工事を進めてまいりたいという説明がありました。

委員からは、磐城学童保育所の2階に静養室を設置される予定だが、1階に設置する方がよいのではないかという問いがあり、静養室及び事務室においては現在の先生方と検討した結果、1階部分の子どもたちが利用する保育室をより広く確保したいという要望に加え、1階にも静養できる畳のスペースを設けている。そのため、実際の運営上、利用頻度が低いと思われる静養室については2階に設置しても十分対応できると判断したという答弁がありました。

さらに、委員からは、磐城幼稚園の改築について基本実施設計に利用者である保護者の意見は反映されているのかという問いがあり、現時点では取り入れていないが、教職員から保護者の意見を聞き、今後意見を取り入れてまいりたいという答弁がありました。

なお、これら3つの所管事項については、委員会としては今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**吉村議長** 次に、会期中に開催されました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告を願います。

11番、西井覚君。

**西井道の駅かつらぎに関する調査特別委員長** 議長のお許しを得ましたのでご報告いたします。道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の所管の調査案件につきまして、6月26日の午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、審査の概要をご報告いたします。

委員会では、まず第1回目の開会に当たり、これまで開催した6回の協議会の経緯及び概要について報告がありました。

次に、不適正な事務処理手続の検証についてこれまでの協議会で調査した4項目の事務処理の概要について報告があり、委員からは、道の駅かつらぎ建設に係る総事業費の財源内訳や事業の全体像がわかる資料を求めるといった要望や、これまでの協議会での調査で不適正な事務処理の概要がわかってきたが、指揮命令権など不明なことも多く今後も調査が必要であるという意見があり、委員会としても引き続きこれらの事務処理について調査を行うことを確認いたしました。

最後に、今後の委員会運営についてであります。まず、道の駅かつらぎ建設事業の指揮系統にあった3名を参考人として説明を求めるとの意見があり、参考人として出席する意

思があるかについて事前に確認した結果、いずれの者も現時点では委員会に出席するとの確認はとれていないという報告があり、委員からは、参考人として出席されないなら、この特別委員会に100条の調査権を付与すべきという意見や、当時の土地開発公社の理事長や事業に関係した民間企業の方などの意見が聞けるのであれば、できることから真相究明のため調査すべきであるという意見などがあり、今後の委員会運営については次回の委員会で再度その委員各位の意見調整をすることをご了承をいただきました。

なお、委員会といたしましては、この道の駅かつらぎ建設に関する不適正な事務処理の問題について再発を防止するためその真相を究明し、市民の皆さんにご報告しなければならないという思いのもと調査を進めてまいります。

以上、所管事項の調査報告といたします。

**吉村議長** 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第33号から日程第9、議第42号の9議案を一括議題といたします。本9議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、下村正樹君。

**下村総務建設常任委員長** ただいま上程されております議第33号から議第36号、議第39号、議第15号、議第16号、議第41号及び議第42号の9議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第33号、市道の認定について及び議第34号、市道の変更についてであります。本2議案につきましては一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、市道として認定された道路について、その道路を利用される方が市道であることが認識できるような表示は行うのかというような問いに対し、葛城市の市道については市が管理する道路台帳に明記するだけで、国道や県道のように標識を設置することはないため、見た目には市道であることがわからないのが現状であるという答弁がありました。2議案とも討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号、葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正により市長が特別な理由があると認めるときは個別受信機を無償貸与できることとなったが、どういった事例が対象になるのかという問いに対して、個別受信機については住民基本台帳に記載されている世帯に対して無償で貸与しているが、私立の保育所や滞在型の福祉施設などについても住居に準ずるものとして捉え、また、旧町においても無償で設置していたという経緯もあることから、それらの施設に無償貸与できるよう条例を改正するものである。この条例改正に伴い、内部規則でその取扱い基準となる要項を設けているので、無償貸与の取扱いが不公平にならないように適切な運用をしてまいりたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、改正内容の第2条部分については、今国会において生産性向上特別措置法案が急遽成立、施行されたことに伴い、市行政がいち早く対応し必要な改正を行うことになったが、もし今回条例を改正しなかった場合、特別措置法を適用できないという事態になったのではないかという問いに対し、平成30年5月16日に法案が成立し法の詳細や準則などの確認を慎重に行いながら、一方では、中小企業庁も早めに企業に対して通知をし事前に補助金の募集もかけていたので、それに合わせる形で非常にタイトなスケジュールの中、条例改正に必要な準備を大急ぎでやらないと間に合わないという状況であった。市内において実際にこの制度を利用する企業がいるかどうか中小企業庁からは明確な答えをもらっていないが、スピード感が求められる民間企業に対し、行政もできる限り応えていきたいという思いのもと、今定例会において議案上程することとなったという答弁がありました。

委員からは、素早い対応をしていただき感謝を申し上げる。今後においても国の動向などを注視していただくとともに、さまざまな情報の収集に努めていただき、行政として必要な対応をしていただきたいという意見がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号、訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1関係）、議第16号、訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2関係）、議第41号、訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）及び議第42号、反訴の提起についてであります。本4議案につきましては一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

本件につきましては、当初、3月定例会におきまして、道の駅かつらぎ建設事業に係る不正な事務処理に対し損害賠償請求などの訴えを提起することを求める議案として、議第15号から議第17号が上程され、本委員会では審査を行いました。3月定例会中の委員会審査では、本議案については住民監査請求に対する監査委員の勧告内容に基づくものであるため、議会としても粛々と議決すべきではないかという意見や、議決する以上、議会としても重い責任を負うので、全容をしっかりと理解した上で判断をしたいという意見もあり、議論を重ねた結果、継続審査となっております。この議論の間に、社会福祉法人柘の郷が本市に対して債務不存在の訴えを起こすという情勢の変化もあった中、議員個々の活動の中での調査研究を初め、特別委員会による道の駅かつらぎ建設事業に係る調査内容などを踏まえながら審査を行いました。

委員会では、追加議案として提出された反訴の提起に対して、その必要性についてなどさまざまな議論が行われ、委員からは、全容が見えつつあるが、引き続き調査を行い全体像を見きわめてから議決すべきという意見もございましたが、4議案ともに討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

**吉村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。  
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。  
日程第1、議第33号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第33号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。  
日程第2、議第34号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第34号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。  
日程第3、議第35号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第35号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。  
日程第4、議第36号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第37号から日程第11、議第38号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第37号及び議第38号の2議案につきまして、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第37号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の改正の趣旨は何かという問いに対し、国の省令が公布されたことに伴い放課後児童支援員の資格要件が拡大及び明確化されたことから、条例の一部を改正するものである。改正内容の主なものとしては、4年制の専門職大学が創設されることに伴い、専門職大学の前期課程を修了した方や5年以上の放課後健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた方についても支援員として活躍できるよう資格要件を拡大したものであるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第38号、葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

**吉村議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第40号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

14番、下村正樹君。

**下村総務建設常任委員長** ただいま上程されております議第40号、平成30年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、総務管理費の法律相談業務等委託料200万円の内容について伺いたいという問いに対し、3月定例会で議案提出した議第15号及び議第16号の民事訴訟にかかわる着手金としての弁護士費用85万円と、その他議第42号として今定例会で追加提出した社会福祉法人柘の郷が起こした葛城市に対する不当利得返還債務が存在しないことを確認する訴えに対する反訴にかかる訴訟費用など、新たに弁護士費用として115万円を計上しているという答弁がありました。

また、消防費の消防団員退職報奨金53万7,000円の内容と現在の消防団員数の状況につい

て伺いたいという問いに対し、今回の補正については、当初予算要求後に2名の団員が退団することが判明したため計上している。当初予算で3名の退団者を計上しており合計5名の退団者があったが、今年度9名の団員が新たに入団されたので、消防団としては実質4名の増となった。現在、葛城市消防団員の条例定数130名に対し、男性消防団員116名、女性消防団員12名で、団員総数128名となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

**吉村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

11番、西井覚君。

**西井厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第40号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、教育費寄附金500万円はどのような目的でどこから寄附されたのか、また、その使い道はという問いに対して、図書の充実という目的で大和ガス株式会社から寄附をいただいた。今回の寄附金については教育基金費に積み立てをし、複数年にわたりふだん購入できない大型絵本や大活字本、視聴覚資料などの書籍を購入し、市民の生涯学習の充実に役立てたいと考えているという答弁がありました。

次に、図書館費の修繕料129万6,000円の内容はという問いに対して、當麻図書館のガス空調室外機に異常が発生し緊急に修繕が必要となり、今回、補正予算を計上させていただいたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されていますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

**吉村議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、発議第6号、ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

11番、西井覚君。

**西井議員** ただいま上程を賜りました発議第6号、ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、また妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンデのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成配布を開始した東京都を初め、導入を検討開始している自治体がふえております。特に、昨年7月には、ヘルプマークが日本工業規格J I Sとして制定され、国としての統一的な規格となつてからはその流れが全国へと広がっております。このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持、携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後はその意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となつてまいります。しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況であり、また公共交通機関へのヘルプマークの導入など、課題も浮き彫りになっております。よって、政府において心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を図るため、次の事項について取り組むことを強く求めます。

1、心のバリアフリー推進事業など自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対して、財政的な支援を今後も充実させること。

2、関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や普及、理解促進を図ること。

3、鉄道事業者など自治体が越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

**吉村議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**吉村議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には18日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、議員各位から出された意見や要望を真摯に受けとめられ、引き続き平成30年度葛城市政の執行に当たられますよう要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

**阿古市長** 議会閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月18日に開会されました平成30年第2回葛城市議会定例会は、本日をもって全日程を終えさせていただき、閉会の運びとなりました。提案いたしました議案につきましては、皆様方には慎重なご審議を賜り、いずれも承認、可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

各案件につきまして貴重なるご意見をいただきましたことを真摯に受けとめ、今後の葛城市政の更なる発展を目指し努力してまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご指導をお願い申し上げ、閉会に際しまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

吉村議長 以上で平成30年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時52分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 吉 村 優 子

議 会 副 議 長 川 村 優 子

署 名 議 員 藤井本 浩

署 名 議 員 下 村 正 樹